

香芝市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月30日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第17号

香芝市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市子ども医療費助成条例施行規則（平成3年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2号の2様式を次のように改める。

第 2 号の 2 様式（第 4 条関係）

(表)

子ども医療費受給資格証							現物
公 費 負 担 者 番 号							
受 給 者 番 号							
受 給 者	住 所						
	氏 名						
	生 年 月 日						
一 部 負 担 金	通 院	1 レセプトにつき 1,000 円					
	入 院	1 レセプトにつき 500 円 (14 日以上入院は 1,000 円)					
	調 剤	なし					
有 効 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで					
発 行 機 関 名 及 び 印							
交 付 年 月 日		年 月 日					
(注) 奈良県外での受診、柔道整復・訪問看護以外の療養費は、現物給付方式の対象となりません。 医療保険制度における自己負担額を支払い、領収書を受け取って市町村窓口へ直接申請してください。							

(裏)

注意事項
1. この証は、健康保険証等を使って受診した際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。 2. 保険医療機関等において診療を受ける場合は、健康保険証等に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。 3. 受給者資格がなくなったときは、速やかにこの証を市町村長に返してください。 4. 氏名又は居住地に変更があったときは、14 日以内にこの証を添えて市町村長にその旨を届け出てください。 5. 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14 日以内に市町村長にその旨を届け出てください。 6. この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。 7. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として処分の対象となります。 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに市町村長に返してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の香芝市子ども医療費助成条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の香芝市子ども医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。